



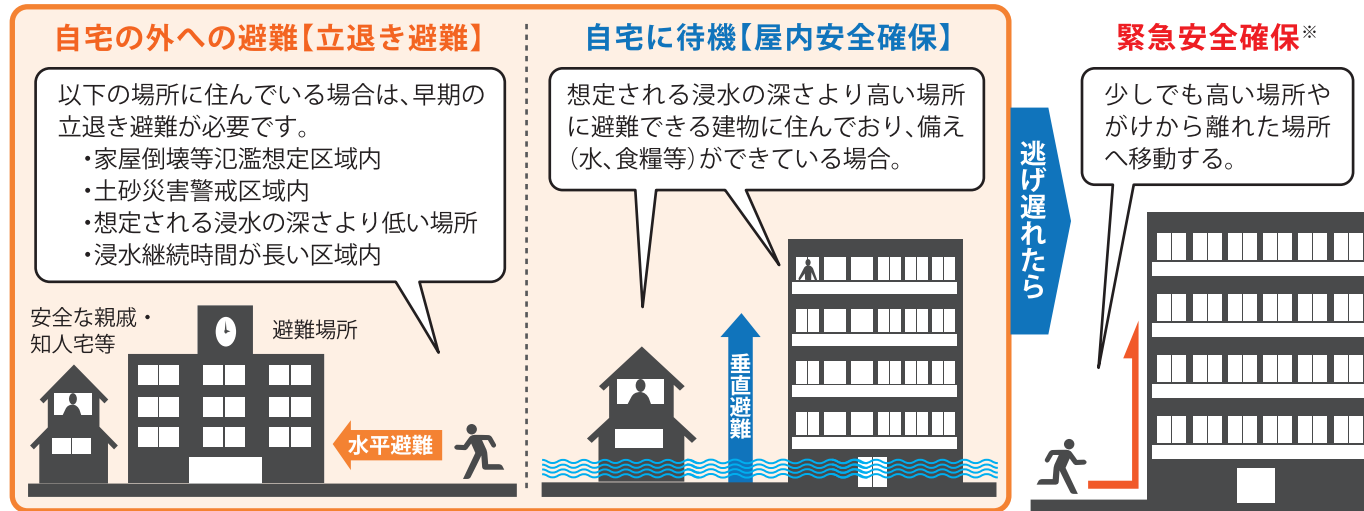
Step2. 避難について考えてみましょう！

2. 避難の場所を考えましょう

① 避難のあり方(分散避難等)を知りましょう

避難行動の種類

避難行動には、以下のような種類があります。状況に応じて、適切な避難行動をとりましょう。



※ 緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動です。やむを得ず立退き避難ができず、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動です。そのため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限りません。

分散避難

避難場所の密集を避けるためにも、状況に応じた「分散避難」という取り組みも重要になっています。

自宅に留まる

- 自宅が洪水・土砂災害の危険性が低い。
- 想定される浸水の深さよりも高い場所に避難できる。
- マンション等の上層階に住んでいる。

屋内安全確保

(自宅内の安全な場所へ移動)



親戚・知人宅等へ避難

- 親戚・知人宅等の洪水・土砂災害の危険性が低い。
- 避難できる親戚・知人宅等がある。

親戚・知人宅等に身を寄せる

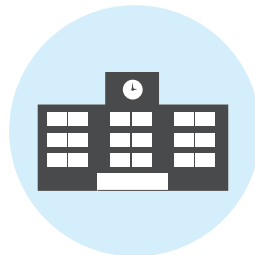
(親戚・知人等には日頃から相談しておきましょう)



避難場所への避難

- 自宅が洪水・土砂災害の危険性が高い。
- 避難できる親戚・知人宅等がない。

茨木市が開設した避難場所へ



茨木市が指定する避難所・避難場所について

茨木市では、災害の種別(洪水、土砂災害、台風)や状況等(雨の降り方や河川の状況)に応じて「指定避難所 兼 指定緊急避難場所」を開設します。

P66・67で、水害・土砂災害時に開設される避難場所を確認しましょう。

指定避難所 兼 指定緊急避難場所

災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所です。災害の種別ごとに茨木市が指定し、避難情報の発令対象地域ごとに状況に応じて順次開設します。災害により自宅に戻れなくなった住民等が一定期間避難生活を送るため、災害発生後は指定避難所に移行します。



指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民等や、災害により自宅に戻れなくなった住民等が一定期間避難生活を送るための施設で、災害の種別にかかわらず茨木市が指定しています。(洪水・土砂災害時に指定緊急避難場所としては開設しません)



災害種別ごとに開設する避難場所

洪水の危険性が高まり、茨木市が警戒レベル3「高齢者等避難」以上を発令した場合に開設します。※(安威川上流、安威川下流、茨木川、大正川、淀川、女瀬川の流域ごとに設定)

土砂災害の危険性が高まり、茨木市が警戒レベル3「高齢者等避難」以上を発令した場合に開設します。※(国道171号以北、国道171号以南の区域に設定)

台風時避難場所の施設です。台風が茨木市に接近するおそれがある場合等に、事前の避難(自主避難)を希望される方を対象に一時的に開設します。

※状況が切迫している場合には、避難場所開設前に避難情報を発令することがあります。

避難所・避難場所の開設状況については、茨木市避難所開設状況等をご確認ください。また、テレビのdボタン等でも確認できます。

茨木市避難所開設状況

検索



地域の高齢者や障害者の支援について

高齢者や障害者等は、災害時に情報の入手が遅れたり、迅速な避難行動が困難な場合があります。過去の災害でも、65歳以上の高齢者が最大の被害者層となっています。ただ、各人によって事情が異なり、実際に支援を行うのは簡単ではありません。日頃から地域で声をかけあい、コミュニケーションをとる中で、そのような方々をどのように支援できるのか、家族や地域で考えておきましょう。

茨木市地図情報サイトでは、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設を確認することができます。

茨木市地図情報サイト

検索

